排煙設備の ISO 案における煙制御理論について

5105023 加藤大策

辻本研究室

1. 目的

技術基準のグローバル化は世界的傾向であり、各種設計方法の基準化にも及んでいるが、安全設計は本来それぞれの国もしくは集団の歴史を背負って技術的に展開しているため、標準化が困難である。本論では、ISO/TC21/SC11 に提案され審議中の Final Draft prCEN/TR 12101-5(E)「Smoke and heat control systems and components」について、その設計コンセプトを明らかにし、現行建築基準法及びその性能設計法と比較することでその違いを明らかにする。

2. 排煙設備の設置目的及び理念

1) ISO 案の排煙設備の設置目的は、煙を移動させることで 清潔な空気層を作り出し、換気装置で延焼中の高温ガスを排 出させることで①安全に逃げることもしくは、人や動物(ペット)を救助することもしくはその両方、②資産を守ること、 ③初期段階において消火活動ができるようにすることの三つ の可能性を高めることである。(ISO 案,0.1 序論による)

2)日本におけるそれは、消防法と建築基準法の二つの法規がそれぞれに排煙設備を要求しており、整合化している部分もあるが違う所もある。例えば、建築基準法では火災時の在館者の避難安全を目的としており、自然排煙を容認しているのに対して消防法では、消火活動支援を主たる目的としており、流量確保のため機械排煙に限定している点が大きく異なる。

3. 想定発熱量の考え方

1) ISO 案で設計者は個々の部屋から隣接した空間に流出する煙の質量流量の計算を行うために想定発熱量 q f を用いる。煙ガスの質量流量速度を求めるための値を**表 1** に示す。

表 1 一想定火災の設定値 q , (kW/㎡)

	部屋の用途	火災 面積 Af (㎡)	火災 周長 P (m)	発熱量 q f (kW/ ㎡)			
小規模 店舗	スプリンクラー設置 済みの店舗	10	12	625			
	高感度スプリンクラ 一設置済みの店舗	5	9	625			
	スプリンクラー不設 置の店舗	部屋 全体	開口幅	1200			
事務所	スプリンクラー設置 済みの事務所	16	14	225			
	スプリンクラー不設 置の事務室	47	24	255			
ホ テ ル の寝室	スプリンクラー設置 済みの寝室	2	6	250			
	スプリンクラー不設 置の寝室	2	6	100			
駐車場	車両火災	10	12	400			

煙ガスの質量流量速度 $M_f(kg/s)$ は、次の式で得ることができる。

 $M_f = C_e P Y^{3/2} \eqno(\mathbb{T}-1)$

M_f : 煙ガスの質量流量速度〔kg/s〕

C_e : 大きな火災のプルームの巻込係数 [kg/m^{5/2}·s]

この Ce の値は、空間の規模によって係数を調整している。

C_e = 0.19 大空間 (ホールや吹抜空間など)

C_e = 0.337 小部屋 (ホテルの寝室や小さい事務室など)

P : 水平面上の炎の周長 [m] (図1参照)

Y:床の炎と煙層下流までの高さ〔m〕 (図2参照)

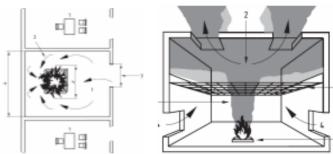


図1一炎の概念図

図2-想定煙量概念図

2) 日本の建築基準法避難安全設計法では、床面積 1 m^4 当たりの積載可燃物の発熱量 q 1 を室用途に応じた値**表 2** の告示で定めている。

火災により単位時間当たりに発生する煙等の量は、室の形状、 用途(可燃物の発熱量)、内装の仕上げの種類を考慮して以下 の式-2で求めることができる。

V_s=

9{(
$$\alpha_{\rm f} + \alpha_{\rm m}$$
)A_{room}}^{1/3}(H_{low}^{5/3} + (H_{low} - H_{room} + 1.8)^{5/3}) ($\vec{\asymp}$ - 2)

V_s:煙等発生量〔m³/min〕

 $\alpha_{\rm f}$: 当該居室の積載可燃物の $1\,\rm m$ 当たりの発熱量に応じて定まる値(積載可燃物の火災成長率)

$$\alpha_{\rm f} = \begin{cases} 0.0125 & (q_1 \le 170) \\ 2.6 \times 10^{-6} q_1^{-5/3} & (q_1 > 170) \end{cases}$$
 $(\overrightarrow{x} - 3)$

α_m: 当該居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの種類に 応じて定まる値(内装の火災成長率)**表3**による

Aroom: 当該居室の床面積〔㎡〕

H_{low}: 当該居室の床面の最も低い位置からの平均天井高さ [m]

H_{room}: 当該居室の基準点からの平均天井高さ〔m〕

3) この両式を以下の設計条件を例にとり、煙発生量を求めて比較した。設計条件:用途(事務室)、想定面積(20m×25m=500 ㎡)、天井高さ(2.7m)、スプリンクラー不設置、内装(難燃材料)として比較した結果を以下に示す。

3-1) ISO 案における煙の質量流量速度を(式-1)から

 C_e =0.337[kg/m $^{5/2}$ ·s] (大きな空間として適用される係数)

P=24[m] (水平面上の炎の周長)

Y=1.8[m] (床の炎と煙層までの高さ)

 $M_f[kg/s]=0.337 \cdot 24 \cdot 1.8^{3/2}=19.5[kg/s]=1172[kg/min]$

3-2) 日本における煙等発生量を(式-2)から求める。 α_f =2.6·10⁻⁶ql^{5/3} (ql>170)(当該居室の積載可燃物の 1 m3 りの発熱量に応じて定まる値)

ql=560[MJ/m²] (事務室を想定しているため)

 α f=0.099

· α_m=0.056 (難燃材料を想定しているため)

 $A_{room}=500[m^2], H_{low}=2.7[m], H_{room}=2.7[m]$

 $V_s[m^3/min] = 9\{(0.099+0.056)500\}^{1/3} \cdot (2.7^{5/3}+(2.7-2.7+1.8)^{5/3}) = 303.037[m^3/min]$

この結果、建基法の数値と約3倍の差があるが、Ceの値が大きめであること、空気密度を考慮することで、オーダー的に

はそろっていると考えられる。

次に表1と表2の発熱量 q f (kw/㎡)の事務室の数値を比 較してみても約 10 倍近くの差があり ISO 案における火災の 想定発熱量がかなり大きい。

表2-積載可燃物の単位床面積当たりの発熱量q I(MJ/m³)

			70MI 9	
	収納可 燃物の 発熱量 密度 q ₁ (M J/㎡)	火災荷 重密度 q f (kW/㎡)		
事務室その他これに類するもの			560	35
会議室その他これに類するもの			160	10
百貨店の売場 又は物品販売	家具又は書籍の売場その 他これらに類するもの		960	60
業を営む店舗 その他これら に類するもの	その他の	部分	480	30
劇場、映画館、	客席	固定席の場合	400	25
演芸場、観覧	部分	その他の部分	480	30
場、公会堂、集 会場その他こ れらに類する 用途に供する 室	舞台部分	·	240	15
倉庫その他の物品の保管の用に供する室			2000	125

表3-内装の火災成長率 α ...

当該居室の床から 1.2m以上の部分の壁及び天井の室内に 面する部分の仕上げの種類	lpha m
不燃材料でした仕上げ	0.0035
令第 129 条第 1 項第二号に掲げる仕上げ(準不燃材料)	0.014
令第 129 条第 1 項第一号に掲げる仕上げ(難燃材料)	0.056
木材その他これに類する材料でした仕上げ	0.35

4. 想定される防煙区画の考え方

1) ISO 案では、どのような防煙区画でも原則、最大面積 は 2000 ㎡以下とすべきである。ただし、自然排煙設備が設 置されていれば 2000 ㎡以下、機械排煙設備の場合は 2600 ㎡ 以下とすることができる。また、図3のように閉じられた同 一空間内で2フロア以上吹き抜けた場所(例えば、吹抜空間 を持つ多数のショッピングモールなど) に隣接する火災室(も しくは中二階)の防煙区画は、自然排煙を設置した場合では 1000 m、機械排煙を設置した場合では 1300 mとすることが できる。また、煙を貯留することができる吹抜空間も同様の 面積以内に区画する必要がある。そして、その防煙区画の範 囲はあらゆる場所において 60m の軸が内接する空間とすべ きである。(ISO,6.6.2)

2) 日本の排煙設備は、床面積が500 ㎡以下になるように 「防煙垂壁」で区画する。不燃材料で造った(又はおおわれ た) 間仕切壁で区画されていれば、それでもよい。また、劇 場、集会場などの客席及び工場等の大空間の室(天井高さが 3m 以上で、内装仕上げが準不燃材料でされているものに限 る。) についてもしくはスプリンクラー設備や水噴霧消火設備、 泡消火設備などを自動に作動するように設けた場合は、防煙 区画の緩和規定が認められている。(平成 12・5・31 建告 1436)

排煙口は、区画内のあらゆる部分から、水平距離 30m 以内 に設ける。防煙壁及び排煙上有効な開口面積は、0.5m以上と すること。外気開放型の排煙口(通常のランマ窓型式と考え てよい)とするときは、排煙上有効な開口面積を、その防煙 区画床面積の 1/50 以上とすること。(1/50 以下のときは、「無

窓居室」となる。)機械式排煙によるときは、排煙機の能力は、 防煙区画床面積 S m²×1 m³/min 以上(最低 120 m³/min) とす ること。2 以上の防煙区画に兼用する排煙機のときは、最大 の防煙区画床面積 Smax ㎡×2 ㎡/min 以上(最低 120 ㎡/min) とする。(建基法 令 126-3 条)

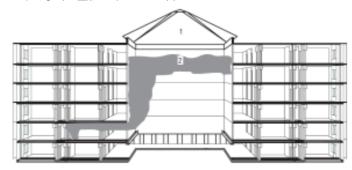


図3-初期の(もしくは早期の)煙層化

5. まとめ

ISO 案では、目的や設計理念が統括的に考えられており、 避難・救助(人とペット)・資産保護の3つを別々に考慮して いることがわかる。それに比べて建築基準法では、構造耐力、 防火避難、衛生上の安全性を求めており、生命と財産を保護 するための最低基準としている。救助については消防法によ って定められているが人命の救助のみを目的としており、ペ ットまで救助に含めている ISO 案とは動物に対する位置づけ が違っているものといえよう。

また、ISO 案では、表1に示すようにスプリンクラーの設 置と不設置で発熱量を変えているのに対して、日本の法規は、 用途を細かく分けておりスプリンクラーや泡消火などの併用 によって緩和処置を行っているが、建築基準法では、スプリ ンクラーの設置基準はなく。消防法の範囲となっている。こ のため、消防法と建築基準法、その他さまざまな政令、条例 を参照せねばならず全体を把握するのが難しい。ISO の排煙 設備の基準には、スプリンクラーの記述が多岐に渡りされて おり、スプリンクラーを主とした考え方が ISO 案では基準に なっているかがわかる。

ISO 案と日本の法規の考え方の違いは、ISO 案では、基本 的な理念、この設備を設ける目的を明確にしていることにあ る。日本の法規は、用途ごとに細かく規定はあるが、基本的 な目的が明確にされていない。そのため、各設備の設置基準 はあるが、防災設備として統括管理しきれていないのが現状 ではないかと感じた。つまり、設計者の考えを優先してはば を持たせているのが ISO 案であり、一部を除いて法律でスペ ックまで指定しているのが日本の法規ではないかと考える。

文献

- 1)編集:国土交通省住宅局建築指導課建築法令実務研究会 建築関係 用語・手続辞典 発行者:新日本法規出版 平成 11 年 8 月 5 日発行
- 2)編集:国土交通省住宅局建築指導課、図解建築法規
- 発行者:新日本法規出版株式会社、2008年発行 3)編集:国土交通省住宅局建築指導課、国土交通省建築研 究所、 日本建築主事会議、財団法人日本建築センタ 2001年版 避難安全検証法の解説及び計算例とその解説 発行者:井上書院、平成13年3月発行
- 4) 著者:原田和典、建築火災のメカニズムと火災安全設計発行者:財団法人日本建築センター、平成19年12月25日 発行
- 5) ISO/TC 21/SC 11

Smoke and heat control systems and components Final Draft prCEN/TR 12101-5(E) Secretariat:DIN2008-04-01